

問合せ先	中区福祉課児童福祉係 (TEL : 504-2569 FAX : 504-2175) 東区福祉課児童福祉係 (TEL : 568-7733 FAX : 568-7781) 南区福祉課児童福祉係 (TEL : 250-4131 FAX : 254-9184) 西区福祉課児童福祉係 (TEL : 294-6342 FAX : 294-6311) 安佐南区福祉課児童福祉係 (TEL : 831-4945 FAX : 870-2255) 安佐北区福祉課児童福祉係 (TEL : 819-0605 FAX : 819-0602) 安芸区福祉課児童福祉係 (TEL : 821-2813 FAX : 821-2832) 佐伯区福祉課児童福祉係 (TEL : 943-9732 FAX : 923-1611) 財政局収納対策部徴収第三課 (TEL : 504-0323 FAX : 249-3901)
-------------	--

保育園等の入園手続及び保育料・副食費の減免等

1 保育園等の入園手続

災害により広島市へ転居され、保育園等の入園を希望される場合、通常の申請期限に関わらず、保育園等の入所申請を受け付けます。手続きの方法等詳しくは、希望する保育園等の所在する区の福祉課にお問合せください。

2 保育料・副食費の減免

(1) 要件

次のいずれかに該当する場合、保育料・副食費を減免します。

- ① 災害等により、世帯の月の収入額が、最低生活費（生活保護法に基づき算定）と保育料・副食費を加算した額の合計額に満たないため、保育料・副食費の全部又は一部の納付ができないと認められる場合
- ② 世帯が居住する住宅が災害により損害を受けた場合

(2) 対象者

(1)に該当する保育料・副食費の納入義務者

(3) 手続きの方法

児童が通園している保育園等の所在する区の福祉課にお問い合わせください。

(4) 受付期限

(1)①の場合は変更を受けようとする保育料・副食費の納付期限まで、(1)②の場合は災害の発生した日から１２か月以内となります。

3 保育料の徴収猶予

災害により被った損害により、保育料を一時に納付できないと認められる場合には、申請に基づき、その徴収を猶予することができる場合があります。詳しくは、財政局収納対策部徴収第三課にご相談ください。